

平成21年（2009年）紀北町6月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成20年6月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成20年6月19日（金）

応 招 議 員

1 番	東 篤布	2 番	中村健之
3 番	近澤チヅル	4 番	家崎仁行
5 番	川端龍雄	6 番	北村博司
7 番	玉津 充	8 番	尾上壽一
9 番	平野倅規	10番	岩見雅夫
11番	入江康仁	12番	平野隆久
13番	島本昌幸	14番	中本 衛
15番	中津畑正量	16番	東 澄代
17番	松永征也	18番	垣内唯好
19番	奥村武生	20番	東 清剛
21番	谷 節夫	22番	世古勝彦

不応招議員

な し

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	紀平 勉
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	塩崎剛尚	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	平谷卓也
住 民 課 長	谷口房夫	福祉保健課長	五味 啓
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
出 納 室 長	長野季樹	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	喜多 健	教 育 長	小倉 肇
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	家崎英寿
監 査 委 員	佐野耕造		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	脇 俊明
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

6 番 北村博司	7 番 玉津 充
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前9時 30分)

川端龍雄議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員は22名でありまして、定足数に達しております。

川端龍雄議長

これから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましては、お手元に配布いたしました議事日程表のとおりであります。

また休会中に総務財政常任委員長から意見書案の提出がありました。

また議会から推薦する農業委員会の委員が6月30日をもって失職となることから、新たに農業委員会委員の推薦の議案を提出するものであり、本日の日程にあげさせていただきたいことをご報告申し上げます。

それでは、議事日程を朗読させます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議 事 日 程 朗 読)

川端龍雄議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1

川端龍雄議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

6番 北村博司君

7番 玉津 充君

のご兩名を指名いたします。

日程第2

川端龍雄議長

次に日程第2 委員長報告を行います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

この委員長報告に入る前に、昨日の私の質問の中の町長の答弁についてですね、ちょっと重要な答弁がありますもので、それをですね、誤りがないかあるかつうことのまた確認と、そしてその問題に対しての緊急質問ていうんか、それちょっと述べさせていただきたいと思えますけど、いいですか。

川端龍雄議長

緊急性があるかないか、発言してください。

11番 入江康仁議員

いいですか。

昨日ですね、復命書に関してのいろんな水道水源保護条例に関しての検察庁のいろいろな相談を4回やったということのなかで、復命書たる文書は残ってないということの答弁でございましたけど、それが本当に残ってないかと、っていうことはですね、ここにもあるように、この紀北町職員服務規定のなかの復命第22号、22条ですね、旅行を終えた職員はただちに口頭で復命し、重要な事項についてはさらに復命書で復命しなければならない。様式第7号を使ってですね、こういうようなはっきりした規定をやっているわけですね。そういう中で最も重要な問題で行っているものを、町長は文書、復命書は残ってないっつうことはですね、実際この会議が、会期不継続の原則もあるようにですね、今のままでは職員そのものが、本当だったらこれに規定しているし、復命書があれば職務をきちんとやっとなのに汚名を着せられ

たようなことで、この議事録が残ってしまうわけですね。

そうすると職員の士気にも関係してくるんで、そここのところのあれを町長にしっかりと、本当はないのか、あるかって。そして重要なもんですから、これは絶対に残さなあかんもんだと思うんですよね。それがないということは、各課、課長のこれからの人事があった時にもですよ、引き継ぎもできなくなる。そういう中における町長の答弁は、これ職員をですね、このはっきり言って、あなたの答弁、これを規定を守らすようにするのが、あなたの職務なんです。

それを職務をさせてないことを認めるのか。いやいやだから言うんや。いやいやまあ町長がしてるのかね、そして職員がきちっとやってるのを、町長が答弁をはき違えてやっているのか、ここの重大性つつうのがあるわけなんですね。そここの確認をしていただきたい。ほいで町長のできたら答弁をしていただきたいと思います。

これはもうこの議会が終わればこのままの状態、ずっと残ってしまえば、職員の本当にやってないだったら、罰則に係わるようになってくるし、やっていて、ちゃんとやっているのに、復命書を出してんのに、町長が出してないということになると、これは町長の答弁が偽証になる、偽証というか、間違ったことをやっておる答弁になると思うんで、どちらか明白にさせていただきたいと思います。そここのことを議長、ちょっと確認を。

川端龍雄議長

今、緊急性という入江議員の動議がありました。

会期不継続という原則もありますので、緊急性に、今回この日にちを逃すと、これは質問を問えないという会期不継続の原則ということ踏まえて、緊急性と認め町長に再度ご答弁を。

6番 北村博司議員

緊急質問は諮らないかん、議長が決められん。

川端龍雄議長

それでは、今のを皆さんにお諮りします。緊急性と、今の11番 入江議員の緊急質問、私としては自分の意見は後にして、緊急性と認めますか。認められると思います方、緊急性と認められると思います方、挙手願います。

認められる、緊急性と認められる。

(挙 手 多 数)

川端龍雄議長

挙手多数です。

それでは、ただいまの入江議員の発言を、町長ご答弁お願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

たいへん昨日からその復命書につきまして、いろいろと。

川端龍雄議長

北村議員。

6番 北村博司議員

議長、入江議員が言うたのは、緊急性があるかどうかの判断を求めるための説明であって、質問ではないはずですよ。これから今、緊急質問を認めるという賛成多数があったんやで、これから質問するんじゃないですか。

川端龍雄議長

わかりました。

6番 北村博司議員

先ほどの内容説明がちょっと長すぎたんでね、質問みたいになりましたけど。

川端龍雄議長

11番 入江康仁君。

11番 入江康仁議員

先ほど十分に説明させていただいたと思うんで、それを説明を質問に代えさせていただきます。それに答弁をお願いいたします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

話、途中なんですけど、昨日から復命につきまして、いろいろ説明不足であったかもしれませんが、昨日の言うた、私が申し上げた説明については、復命書がありませんということは事実であります。それでこの紀北町の職員服務規定によりますと、復命という第22条、旅行を終えた職員はただちに口頭で復命し、重要な事項についてはさらに復命書、様式第7号で復命しなければならないということになっております。

それで、検察庁へいろいろと勉強にいった職員が、課長に対しては口頭で復命をいたして

おります。しかし課長から私、それから副町長、収入役等にはその復命の口頭の復命がなかったと、昨日そういうことを言いましたですね、その通りなんですわ。

したがいまして、この検察庁の指導は途中でありますので、まだ条例が確定するまでの口頭の説明、指導でありますんで、固まった時に文書で復命するという考えを持っておりました。しかしながら、私のところまで来てないということについては、私の指導不足であると認識して、昨日はお詫び申し上げたわけであります。以上でございます。

川端龍雄議長

入江康仁君。三度まで。

11番 入江康仁議員

あの町長、それじゃあこの職員は、行ったことに対する復命はですね、課長に、までで止まっているということで、そういう理解でいいんですか。ほんならあなたたち3人は何も聞いてないっつうことなんですか、この重要な問題を。修正する、あなたのこれはあなたがつくる、施行する執行する条例なんですよ。それをどうということ、本当はですね、当然あなたと担当課長が行く課題なもんですよ、本当は。

それが4回のうち課長が1回しか行ってない。そしてその内容が、3回は課長までの指摘要綱、内容はですね、課長まで止まって、修正案とか、その条例の意見を言ったことに対するのこういうもんを修正でもってきますとか、そういうことの指摘に対するの改正した条例をあなたにも確認しないで、ほんなら職員は勝手に持って検察庁の話の中で進めておるわけですか。そこのとこちょっと、これは大きなもの、どっちにしろ町長、職員のこの職務規定に違反するか、出してないんだったら。あなたが指導をやって、これ罰則になる大きな問題なんですよ。そこのとこを確認します。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

検察庁に職員が出向いてですね、指導を受けるということは、事前の打ち合わせで私もそれは存じております。

川端龍雄議長

最後3回目ですので、入江康仁君。

11番 入江康仁議員

あの町長、これはあんた存じておるとかさ、そういうもんじゃなくって、これ重要なもの

は復命書で第7号様式で、きちんとせないかんと。それじゃあんだ条例のあれは、検察庁できちんとできるまではあなた知らないあれでおるつもりなんですか。

これはこんなことの中で、この答弁だったら、職員はもったもんじゃないですよ。これはほんなら、こういうようなあれは水道課だけではなくて、他の皆、課長も皆やっとなことやな。これはもう絶対に許せない問題ですよ。全体の問題ですよ、水道課だけじゃない。緩みきつとるやないか、ほんなら。機構自体が、役場の機構自体が緩みこんどることやないかほんなら。皆やっとな課長連中。一回皆、言うてください。これに背いたことやるか、一回課長に皆、答弁しやしてくれ、これ一回。こんな馬鹿なことない。これを条例をつくっておいて、それを執行者、守らすようにする町長が守らさんようなあれをやってる。仮に私は職員が私はちゃんとやっとなと信じとる。それが役場の職員のあれなんや。

こんなことあなたが、こんな答弁やったら、もう職員はやる気なくなるですよ。だから私はいろんなことでそのやる気をなくされたら困るから、あなたに私は言っとんのですよ。あなたと担当課長ぐらいは責任とるというぐらいのあれだったら、私はいいです。ここに出とるあなたたち二人が責任とると言わないで、やっとな、一生懸命やっとな部下に皆、責任をなすり付けるように、そしてこれが議会議事録でずっと載るんですよ、これ。そのやっとな担当者が、次に課長になった時には、どないして今度は部下を指導するんですか。この汚名は消えないですよ、その課長になったとしても。どんな気であなた職員を管理しとるんですか、町長。これはあなたの言うたことは、皆、各課課長は皆やっとなということは、職務規定を何も守ってないつうことを、あなたは証明したことになりますよ。三役もそうだけど、水道課だけの問題じゃない、これは。

これはそんなもん副町長、こんなもんあなた横でパラパラとあれ言うともやな、あなたには別に答弁求めとらん、手挙げやんでも。責任問題や、これは。何故、私はもっとね、町長、今回の期待したいのは、職員に対しての責任は私にありますと言うぐらいのこと言うてくれるんやと思った。それやったら、私はもう引くんだったよ、これで。それを全体の問題にしてしまったということだけは忘れんといってくださいよ。何がこれ復命の規定つくっとん。第22条があるんですか。それだったら役場の職員が出張したのは、皆これ遊びに行っただけです、報告なしでどこどこへ行ってきました。どこどこへ行ってきました。報告はなしです、復命は。そいで皆通るんですか。まだ津までは旅費が出ないってこと聞いているから、しかし公用車を使う。それ以上のものに対しては旅費も要るんでしょう、これ。

それはあなたはこれ大事な、こんだけのですね、条例に関するものは私だったら行くか、

それとも行かしてれば待っておって、すぐに報告受けてどうだったというぐらいのことはね、私だったらやりますわ。それが紀北町、町長としての職務でしょう。悪いことは職員になすり付けるわ、選挙公約では口のあるような良いことばかり言うてですね、それは町長、あなたとしての町長としての資質が問われますよ、これ。今この職員たちが、今あなたに対してどう思っとるかわかります。どっちかですからね、これ、町長。職員に罪をなすり付けるか、あなたがきちんとしたよく認めて、これから規定を守らすか、そしてこれは全体に及んだっつうことを、頭に置いてくださいよ。そこだけ、もう次にほんなら、これを答弁いただいて、これは次の大きな問題にします。

川端龍雄議長

奥山町長。

奥山始郎町長

昨日の時点ですね、あなたに答えたのは、これは私の責任不行き届き、管理不行き届きであるもので、誠に申し訳ないのでお詫びする。こういうふうに言いました。それがあなたが責任を部下に、職員になすり付けると言いますが、責任は私にあります。しかもこれは水道課だけのことであって、他の課における出張の復命は、きちんとやっているということも昨日も申し上げました。そしたら入江議員は、それで納得をしたわけであります。

そういうことですから、どうぞご理解いただきたいと思います。

川端龍雄議長

以上で緊急質問は終結いたします。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

北村博司君。

6番 北村博司議員

これですね、この復命書の問題、昨日、議事が中断して、1番議員から休憩動議が出て、あれたぶん1時間以上かかったと思いますが、これ議長も入れとったわけでしょう、調整に。入江議員と町長側との話し合いの中に、議長、入ってなかったんですか。議長とか議運とかの委員長とか、少なくともその休憩時間中に、その調整の時間で十分その点を話し合っ てきちんと整理されていないと、この最終日の本会議の貴重な時間を、緊急質問でこういう時間とるとというのは、私はなんのための議事中断だったか、ちょっとこれは理解に苦しみます。ひとつこれは議長、今後こういうことのないように、十分調整の時間できちんと整理し

ていただきたいと思ひます。お願いいたします。

川端龍雄議長

わかりました。

川端龍雄議長

一応、緊急質疑は、今、終結いたしましたので、次に日程第2 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各常任委員会に付託され審査を行った案件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

おはようございます。10日に総務財政常任委員会を開会いたしまして、本会議から付託されておりました、議案第32号から36号に至る5件の議案につきまして、審査を行いました。その結果についてご報告を申し上げます。

議案はいずれも専決処分であります。ご報告します。

まず最初に、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、専決第5号 紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例であります。出席委員、委員長以下全員出席いたしております。

理事者側から総務課長以下職員が出席いたしております。

この参考資料として県下の他町の本条例改正に関する資料を配布されております。主な質疑といたしましては、県内の他の自治体の期末手当関係の質疑のほか、今回この元になっております人事院勧告につきまして、委員から臨時的なものであると。本来は民間の夏の賞与の調査の後に8月に勧告が出るわけだが、今回の調査はいつの時点のものなのかというお尋ねがございました。

これに対しまして、総務課長から、通常は8月に人事院勧告が出て、12月定例会で改正を行うけれども、今回の金融危機に端を発する景気の悪化から、人事院としましては臨時的に4月に各業種、企業に対して調査した。その結果、製造業を中心に落ち込みが激しく、時期的なものから一時金の支給については、調査企業のうちの20パーセント相当の従業員しか支給が決定していないという結果でありました。そのため6月、12月、それぞれの期末勤勉手当の支給についても、民間企業において支給が抑えられるものと判断して、今回の改正にい

たった。委員のほうからは、十分決定されていない段階で、公務員の期末勤勉手当を下げると、民間企業の賞与に対して影響は出るのではないですかというご自身、委員ご自身がインターネットで調べた内容も含めてお尋ねがございました。課長のほうからは、民間企業では既に6月期の賞与については、この時点では結論が出ていると思うという答弁でございました。

以上につきまして、反対、賛成いずれも討論なく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり承認すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて、専決第6号 紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。出席委員並びに総務課いずれも同じ方々でございます。

これにつきましても、県下の他町の状況についての資料を配布いたしております。この条例改正、専決処分の条例改正の中に、収入役が含まれていないことについてのお尋ねがございました。これに対して総務課長のほうからは、平成18年の地方自治法の改正により、収入役の在任特例の定めを受けて、19年に法条例を一部改正したと。この条例の附則の中に経過措置として収入役についても定めてあるということでございます。これは町長、副町長に準じるということであります。

反対、賛成、討論ともになく全員賛成で、原案のとおり承認すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて、専決第7号 紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。質疑、討論、ともになく全員賛成で原案のとおり承認すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、専決第8号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。補足説明はございませんでした。

この改正案に対しまして、委員のほうからは現業職については一般職とは別に条例を定めていると思うけれども、改正はしないのかということで、お尋ねがございました。これに対して総務課長からは、現業職については別に条例を定めているが、手当等については一般職の条例に準じて行うという答弁でございました。

以上で、質疑を打ち切り、討論を行いました。反対討論、近澤チヅル委員からであります。公務員はそもそも労働基本権が剥奪されており、前年と冬と当年の夏の民間企業の賞与の支

給額を調べて8月の人事院勧告により給与等を改定することになっている。ところが例年どおり調査を行ったものの、その一部の企業だけを対象とした調査に基づいて削減を行おうとするのが今回の提案である。公務員の夏期一時金を削減しようとしているけれども、本来の8月の勧告後の12月に行うべき減額を前倒しで、6月に行うのはルール違反だと思う。内需拡大によってこそ景気回復が求められるのに、内需を冷やすような一時金の削減をあえて前倒しで行うことについては反対であると。通常4月には1万1,000社を対面調査するのに、今回は2,700社を郵送で調査しただけであり、人事院総裁自ら企業全体を反映したとは言えないと言っている。

民間労働者を含めて多くの何らかに影響を与えることも認めている。この地域は特に景気も悪く、最低賃金も低いのに、賃金にも影響を与え、ますます景気が悪くなると思いますということを理由として反対討論を行いました。賛成討論はございません。

採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものとして決定いたしております。

最後に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて、紀北町税条例等の一部を改正する条例を議題といたしました。委員は同じメンバーであります。町側は税務課の平谷卓也課長以下が出席いたしております。

この元となる国の法律は、平成21年3月27日に成立いたしております。この一部改正案につきまして、委員のほうからは上場株式の税率軽減延長の経過と軽減の影響、さらに軽減税率を適用した後では、税収にどのぐらいの影響があったのかというお尋ねがございました。平谷課長のほうからは20年度をもって、本来の税率20パーセントに戻る予定でありましたけれども、現在の経済状況を踏まえて再延長となりました。

影響につきましては、昨年同様で変わらないものと推測されるということで、税額で約52万2,000円、これが前年度の20年度手当、前年度の分の税額ですから同額程度が影響を受ける額と推定されるというご答弁でございました。

この説明に対して、反対、賛成討論ともになく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、本会議から付託されました全5議案の審査の結果についてのご報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

川端龍雄議長

次に、教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

おはようございます。ただいまから教育民生常任委員会の委員長報告を行います。6月定例会におきまして、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告をいたします。6月11日に委員7名、全員出席のもとで開催をいたしました。説明のために出席した者は環境管理課、学校教育課、生涯学習課、住民課並びに財政課の各課長及び職員の皆さんであります。

本委員会に付託されました案件は、

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について

議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結について

陳情第1号 集会所改築に関する陳情書

の3件であります。

それでは、審査した議案の順序によりまして、経過と結果について報告をいたします。

まず、議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解について報告をいたします。最初に環境管理課長より所管部分についての詳細な説明を受けました。損害賠償額は290万7,366円ですが、その内訳は治療費183万1,448円、転院移送費20万8,230円、入院雑費、装具費含めまして4万4,120円、事故証明書が600円、交通費12万6,080円、慰謝料が48万円、休業補償費が21万6,888円の以上であります。

質疑に入りまして、委員から今回は人身に対する補償だけかという質疑がありました。課長の答弁は、物損については相手方の山口裕志氏について、53万9,514円ということで専決処分をし、12月の議会において報告したということであります。したがって今回は人身に対する補償のみとなっております。

さらに今回の自動車事故の損害賠償について、担当課だけで処理するのかどうかということが、本会議の中でも質疑がありました。これに関連しまして、委員からも質疑があり、安全運転に対する町としての啓蒙活動の議論が出ているということ。さらに今回の事故について、所管ということで、環境管理課だけで事務処理をしているのかどうか。また処罰の審査を処理する仕組みはあるのかどうか。こういう質疑がありました。課長のほうの答弁としましては、事故を起こした職員は環境管理課の職員であったということ。所管としては対応しておりますけれども、保険の対応等については総務課、財政課の管財係で主に担当しておるということ。また処分等につきましては、町の懲罰委員会で審査をしておるという回答がありました。

以上で質疑を終え、討論に入り、反対討論、賛成討論ともになく、採決の結果、全員賛成

によって本議案は原案の通り可決すべきものとして決定をいたしました。

続いて、議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結についての審査を行いました。議案の内容は既に本会議での説明のとおり、相賀小学校改築工事、一般競争入札で8億850万円の金額であります。契約の相手方は北村・石吉特定建設工事共同企業体ということであります。

質疑の中で大変真剣にいろんな質疑がなされました。まず町内業者に配慮したという問題、これは本会議の中でも質疑がありましたけれども、この点につきまして財政課長のほうから、入札公告の資料も提供されて、詳しい説明がなされました。まず内容ですけれども、入札参加資格につきましては、町内業者においては1億円を超える工事になっているので、建築工事Aランク業者、3社が該当になっているということ。町外業者においては三重県内に本店を有する業者、これが評価点900点以上ということになってるんですけども、これらも含めてですね、完工高あるいは評価点、そういったものを工事あたりの金額が3億円以上、そういったAランクのものになっているということであります。

三重県外に本店を有し県内に支店を有する場合、この場合も基準の点数を、これについては高くしております、参入できることになっております。さらに町内業者と町外業者の三重県内に本店を有する業者、あるいは三重県外に本店を有し、県内に支店を有する業者、このいずれでも組み合わせ、入札に参加できるということになっている、そういう説明であります。町内外の業者とも企業体を組んで入札に参加できるようになっている。これが本会議での質疑のありました町内業者にも十分配慮をしたということの内容であります。

更に、分離発注と一括発注の場合の差異についての質疑がありました。建設課の課長補佐も説明員として出席を求めておりましたので、回答がありまして、一括発注と分離発注の場合の金額の差については、おおよそではあるが、直接工事に対する諸経費というものが変わってくる。今回の建設工事ですと、一括発注と分離発注の差は5パーセント程度と思われるということで、高くなる可能性があると思われる。こういう説明でありました。分割発注した場合に、直接工事費が分割によって下がってまいりますので、諸経費の率が高くなるということでもあります。

さらに工事概要あるいは追加工事について質疑がありました。工事概要のうちで小プールの撤去が入っていないが、これはどういうことかという質疑であります。課長答弁では、工事概要の中に小プールの撤去は入っておりませんが、解体撤去工事一式の中に含まれているという答弁でした。小プールの解体工事費については、この請負工事費の中に入って

おりますが、大プールの改修工事については、この請負工事の中に入っていないという説明であります。

さらに追加工事の概要で 9,000万円の中に、プールの改修費、体育館の照明と防災関係、あるいは教室の間仕切りを増やす、こういう問題があるんですけれども、その報告、前回の報告とですね、違っているのではないかという質疑がありました。これに対しまして、教育課長のほうからは大プールの改修工事に関しては、別の改修工事で行う。6月から相賀小学校の水泳の授業が始まるのに間に合うように、既に発注をしている。小プールの解体とそれ以外の校舎棟、教室棟の整備、体育館の整備につきましては、これらの事業費の中に入っているという答弁であります。

さらにプールの解体の問題について質疑がありまして、小プールの解体は事業費に入っているからよいが、追加工事の概要説明を以前した時には、小プールを解体することによって、大プールを改修するのに 3,500万円必要だと説明したと思うが、そのような説明ではなかったのかという質疑がありました。全体予算としては9億 6,000万円となっていること。今回発注したのは9億 5,500万円で、大プールの改修については 500万円、設計からはずしてあるということ。これについては先に大プールの改修を行うものであって、小プールの解体については、今回の契約の中に入っているという、今、申しあげましたような説明であります。

さらに予算説明の際の説明内容と、今回の提案との違いといいますか、そういう点につきまして、質疑がありまして、教育課長の答弁では予算説明では、小プールの撤去を行い、撤去することによって、車両も出入りしやすくなり、一体とすることで管理もしやすいので、小プールの撤去の費用ということで説明させてもらっている。大プールの改修は、今、工事を実施しておいて、この8億 850万円の契約の中には入っていないという重ねての説明でした。

この点に関しまして、プールの予算説明と分離発注して、先に大プールの改修をした説明、そういった面で金額のギャップについて、説明されていないのではないかと、こういう質疑がありました。教育課長のほうからは、重ねて全体予算は9億 6,000万円から今回審査してもらっておるけれども、9億 5,500万円であると、残りの 500万円は大プールの改修であると。この分離した理由としては、先ほど申しあげましたように、子どもたちが大プールで水泳の授業ができるように、できるだけ早く行いたい。学校の教師からもですね、2つのプールを管理するより1つのプールとしたほうが、維持管理しやすいという要望があったからであるという回答がありました。

予算説明と契約との要約といいますか、その点についてまとめ的に課長のほうからも話がありまして、予算については9億6,000万円、その差の500万円が大プールの改修にあてるということ、そういうことで予算の範囲内で執行をさせていただいておる。その結果が今回の契約金8億850万円であるという説明であります。

予算増の問題について、再説明を求める質疑がありまして、課長のほうからは詳細に報告がされましております。先ほど私が申し上げましたような内容ですので、省略をさせていただきます。

既存校舎の改修の問題について、その後、質疑がありました。既存校舎の改修の問題につきましては、1つは耐震診断結果でですね、建替えではなく補強で大丈夫だというふうに診断されている。体育館の改築、教室等の改築は一体化施設にするというものになったということ、既設の校舎については特別教室棟として利用すると考えておって、これと同時に水回りも改修するし、一体化した考え方が今回のコンペの特徴でもあったということでもあります。

2点目としては、分離発注できなかったということについてはですね、この施設全体は一体化した施設であるということ、互いに連携しているということで、費用の関係等で今回のような発注、契約となったという説明であります。さらに本会議でも少し意見も出ました指名停止うんぬんの問題と、今回の契約業者の実績の問題について質疑がありました。設計監理の問題は今回の工事費の中には含まれておりませんが、監理についても実施設計を行った東畑建築事務所をお願いをしているということ。今回の契約とは別にですね、北村組と石吉の実績等ですが、北村組の資本金は9,900万円、3年間の完工高は59億4,700万円であるということでした。1級建築士の方が22名いるということでもあります。最近の実績としては松阪市の市立南小学校の体育館の改修工事、松阪市立港小学校改築工事を行っている。石吉組については志摩市の阿児町にある会社であって、資本金は4,000万円、工事の平均完工高は9億1,900万円ほどである。実績としては鳥羽市にある小浜小学校の改築工事や、志摩市にある和具中学校の改築工事を行っているということでもあります。

塩崎財政課長のほうから、指名停止の件についての説明がありまして、大手の企業について、現在、指名停止を受けているところがほとんどであるということ。特に県外の大手企業はそういった状況になっているという説明でありました。終わりのほうで工事の管理や子どもたちの安全確保の問題で要望意見が出されました。改築工事を一括にしたのは、先ほどの課長説明にもあったようにですね、一体化ということもあると思うけれども、早期に管理を行って、子どもの安全を考えるという上からも、いろんな別々の業者が入ったりするよりは

ですね、良かったのではないかという意見でした。分離発注より一括発注は、子どもの安全性を考えれば、良いことであると思うという意見であります。

しかしながら、きちんとした管理をお願いしたいということ。特に事故や怪我、迷い込んでいろんな支障が起こらないように、安全に工事を進めることを強く要望するという意見がありました。

さらに重ねてコンペや検討委員会、あるいは今回の提案になった経過についての質疑がありまして、この点につきましては、業者に発注する前に、設計条件や概要書、要領書等について、建設検討委員会において十分協議を行った、その後ですね、図面等が出されてきた段階で、今後の相賀小学校の児童の推移や、特別支援の方の児童の推移等を踏まえて、学校側からの要望があったものであるという課長説明でありました。現在の1学年37人であるけれども、学校の要望によって県の配慮で2クラスにわけ、きめ細かい教育を行っている状況である。今後を考えた場合に、特別支援の方々、あるいは知的障害、肢体不自由の方も増える可能性があるということで、学校教育の重要性を踏まえて検討した結果であるという説明でありました。

以上で質疑を終わりました、討論に入り、賛成討論として東澄代委員から、午前中から審議をしてきて、予算の範囲内で処理されていると思う。面積が若干増えることは当然かと思われれます。しかし委員会での説明がですね、委員の質疑によって初めて説明がなされるというふうな形でなしに、もっと事前に内容説明をですね、十分に尽くしておく必要があるのではないかと、こういった改善意見が出されまして、賛成討論が行われました。

他に反対討論、賛成討論はなく採決の結果、本議案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

最後に陳情第1号の集会所改築に関する陳情書の審査の問題であります。審査に入る前に現在の志子教育集会所を委員全員で現地視察を行いまして、関係課長及び陳情者から現状の説明を受けました。そして帰庁後に委員会において審査を行っております。陳情という形ですね、志子区自治会長の陳情でありますので、陳情の趣旨に対しまして、審査を行っております。

関連しまして質疑のなかでですね、所、番地が2つ、候補地があるんですけども、若干現在の地名がですね、個人の固有名詞になっているということで、今後、建設が確定した段階までにはですね、確定する段階までにこういった点を、現地の陳情者のほうで処理をされておく必要があるかと思うんですけども、この問題につきましては、教育民生常任委員会の

所管外でありますので、そのことについては触れませんでした。

さらにこれは参考までですが、陳情書に出されておるようなですね、集会所建設の数というのは、相当上がっていることがわかりました。住民課長から説明があったのではですね、既に建築がですね、決定しているものや、今回の志子のように取り上げたものと含めまして、全部で9箇所ですね、この陳情が出されておる。それが懸案になっておるということがこの質疑の中でも説明によって、明らかになったところであります。

この陳情が仮に採択されてもですね、過去にも議会に採択されたものがあって、実際の建築については他の地区からの要望との整合性を考えてですね、行うことになるのかという質問がありまして、住民課長としてはですね、建築の順番については、必要性や老朽化の程度、陳情の順番を考慮しながら、予算の許される範囲内で順次建設をしていきたいと、こういう答弁があります。

以上で質疑を終えまして、反対討論、賛成討論なく、採決の結果、全員賛成によって、本議案はですね、願意妥当であるということで、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。

以上で、教育民生常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。

川端龍雄議長

次に、産業建設常任委員長 島本昌幸君。

産業建設常任委員長 島本昌幸議員

産業建設常任委員会から6月定例会において付託されました議案に対しての審査の経過と結果を報告させていただきます。

去る6月10日、役場本庁別館大会議室において、委員7名全員出席、理事者側から山本建設課長始め職員4名の出席があり、開会されました。

当委員会に付託されました議案は、議案第29号 紀北町道の路線変更についてでありました。路線名は町道下河内大野内線です。議案書の3ページをご覧ください。開会后、山本建設課長から写真を参考に追加説明があり、その後、現地視察を行い、帰庁後、再度、別館大会議室において質疑に入りました。

質疑として石積みが残っているが、この前の道路の幅員はどれほどかという質疑がありました。山本課長からおおよそ3mから3.5mです。委員から質疑があり、本会議で指摘がされた石積みが古く値打ちのあるものなのかという質疑がありました。課長から昭和30年代コンクリートブロックが造られる以前は、花崗岩の間知石を使用した工法が盛んに取り入れら

れたということです。大野内の場合は開拓の歴史も含めてのことで、そういう意味も含めて言われていることも一面あるのではないかと思われるという回答がありました。

委員から地元の人々は、石積みの復元よりも、対向車を交わすのにもう1カ所ほど待避所を希望していたように思うがという質疑があり、課長から確かに待避所はもう1カ所必要と思われる。その点については用地の手当もあるので、検討していくという回答がありました。委員から本来の紀北町道の路線変更については問題はないが、ガードレールと舗装が急がれるのではないかという質疑がありました。課長から移管手続きを行うにあたり、県当局と町とで現地の立ち会いもしている。その際に町から終点までの舗装延長と一部防護柵の整備を要望し、県が検討中、5月22日に死亡事故が発生、県はその点を真摯にとらえ、現在、非公式ではあるが予算はほぼ獲得できたようだとしている。県においてその工事がなされてから、町で道路の供用開始の手続きを踏んでいきたいと考えているという回答がありました。

委員から本会議で質疑の時に、石垣を残すように話をしたのだがどうなのかということだったが、実際はどうだったのか。現状は一部を残して跡形もないわけだが、山側はモルタルを吹きつけ、崩落の危険がない状態で文化的な観点から石積みを復元することは無理ではないかと思われるが、課長の考えはという質疑がありました。課長から平成16年災の災害の時に、モルタル吹きつけ部分の道路が流失し、災害復旧等の工事で道路を確保しなければならぬので、現在の形になっている。その際、歴史的な価値があるということで、石積みを復旧させるべきという意見があったのは聞いている。石積みを復旧させる場合は、現状よりも道路は狭くなり、予算も必要となるので、担当としては少し検討させていただきたいと考えているという回答がありました。

以上で、質疑を終了し討論に入り、反対、賛成討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会からの報告を終わります。

川端龍雄議長

これで各常任委員長の報告を終わります

川端龍雄議長

ここで暫時休憩いたします。10時45分から再開いたします。

(午前 10時 31分)

川端龍雄議長

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 10時 45分)

川端龍雄議長

各常任委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

20番 東清剛君。

20番 東 清剛議員

これ全部専決処分で、その32号、33号は議員と町長及び副町長、教育長に関しては期末手当と勤勉手当が私の記憶ではあるのではなかろうかと思うんですけど、その辺の質疑はありましたか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

総務財政委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

東議員のご質問にお答えいたします。教育長の場合はご承知のとおり、特別職ではなく一般職でありますけれども、この条例改正につきましては、一切質疑はございませんでした。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東 清剛議員

といいますと、一般職と同じような扱いのわりには、100分の15カ月だけの減額だけですよ。一般職員のほうは期末手当で100分の15と勤勉手当が100分の5ですか、減になってますね。そうすると同じような扱いになっている教育長と一般職との差があるのではないかと思うんですけど、100分の20が今の一般職、議員は100分の15ですね、その辺は議論がなかったでしょうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

総務財政委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

本会議での説明以外には、説明も新たにございませんし、質疑は先ほど申し上げたように一切ございませんでした。

川端龍雄議長

東清剛君。

20番 東 清剛議員

それでよろしいんでしょうか、お伺いいたします。

川端龍雄議長

総務財政委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

お答えします。釈迦に説法ですけども、委員長は議事の審査の、議事運営を司るのが基本でございます、委員の皆さんがそれで良しとされておりますので、私が付け加える立場

ではございません。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

委員長にお伺いします。

このですね、給与が減額になるということで、そのですね、総額がいくらになるのかとか、それから当然ですね、3月議会で我々が承認した予算からですね、減額されるという形になるんですが、その辺のですね、処置についての討議はなされたでしょうか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

玉津議員のご質問にお答えいたします。本会議でも職員の減額は1人あたり平均で約7万円ということでありまして、町三役と一般職の合計で1,642万2,000円、これに共済費を加えますと、総額で1,840万4,000円の減額となります。以上です。

川端龍雄議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

総額についてはわかりました。当初予算について、この額をその予算措置をどうするのかというような討議はなされましたか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

ご承知のとおりこれは、今回は凍結という形をとっておりますので、正式には12月期の期

末手当で全体を調整して減額補正することになろうかと思えます。あくまでも今回の建前は凍結です、6月期分の減額分、以上です。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町税条例等の一部を改正する条例）の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

続きまして、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

委員長にお尋ねします。

この今回の昨年の8月17日の事故についてですね、損害賠償の専決なんです、この委員長の先ほどの説明の中に、この事故を起こした職員が懲罰委員会にかかっている等のご説明がありましたが、昨年の8月の事故ですから、もう既に懲罰委員会の結果が出ておるんでなかろうかと思うんですが、その辺のですね、懲罰委員会の結果等の説明はなかったでしょうか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの質問ですけれども、先ほど報告しましたようにですね、内容について賠償額の内訳も含めてですね、説明がありましたが、処罰のね、問題について、審査をどういうふうに行っているのかということについての課長答弁はですね、町の懲罰委員会で審査をされておるといふことにとどまっております。それ以外には説明はありませんでした。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

いや、私は罰するとかね、罰せないとかということではなくて、当然、結果が出ておろうと思うんです。例えば、何故、事故が起こったのか。単に不注意であったのか、もしくは健康上、なんら問題があったのでなからうか、その点を本人の聞き取りをよくした上でですね、今後このようなことを起こさないためにも、例えば体が悪いのであれば、有給をとっていただいて、数カ月ね、体調を戻していただく。そういうふうな適切な処置がされないとはですね、原因を究明しておかないと、まだ同じことが起こるのではないかと心配したものですから、お尋ねしましたが、もう一度、今度は懲罰委員会ではなくってね、何故事故を起こしたか、当然飲酒運転ではないのはよくわかります、これ見るだけで。

しかし事故原因についてのですね、説明であるとか、質疑がなかったでしょうか、委員長にお尋ねします。

川端龍雄議長

岩見雅夫教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの件ですけれども、件名がですね、損害賠償の額の決定及び和解ということになっておる関係だと思われませんが、それ以上は私見は申しませんが、額の問題とですね、こういうふうに和解がされたということで、これに関連する質疑として、処罰の審査の問題も出されたんですけれども、この点に関してはですね、先ほど申し上げましたように、町の懲罰委員会で審査をしていただいておりますという答弁にとどまっております。それ以上の報告はですね、ありませんでした。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

よろしいです。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

私は最初の説明の時にも、お願いいたしましたが、地元の業者を優先していただけるようにお願いしたんですが、何故かと申しますとですね、担当課長の課長にも勿論ですけども、この指名審査会の皆さんにもですね、知っておいていただきたい。何をと言いますとですね、地元の業者が何社あって、そしてその業者がですね、町もランク付けをしておるわけです。と同時に県もランク付けをしています。国もしています。そして何を基準でそのランク付けをしておるのか、そして何を基準にその業者を指名しておるのかという点を、県が国がですよ、それを理解してないと、町の判断基準も明確にならないと思います。

何故ならば、町長ね、例えばね、これだけの工事ができるんだと、確信を持っているからランク付けをしておるわけです。であるならば数社おるのであればね、町外の業者は外すのも町長の胸ひとつなんです、腹ひとつなんです。ですから、お尋ねします。

この委員会の中でですね、具体的に業者のランク付けのですね、定義をお尋ねになった方おられませんでしたが、町だけでなく、県に対しても国に対しても、何故かという、私そのように質問したはずですね。だから委員会でもっとその点がもまれたんでなかろうかなと思うものですから、質問いたします。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

お答えします。

町内業者にですね、配慮という問題について、本会議でも質疑がありまして、委員会の中でもですね、冒頭からこの問題について質疑がありました。それで先ほども申し上げましたが、財政課長のほうからですね、町の入札公告に関する資料も提供されまして、その基本的な考えについてですね、かなり詳しい説明を受けております。

少し先ほどの報告と重複いたしますけれども、入札参加資格についてですね、町内業者においては1億円を超える工事になっていると。そういう建築工事のAランク業者、これがで

すね、3社が該当になっているということ。それからこれはですね、紀北町の建設工事の発注標準によるものであるということ。

それから町外の業者においてはですね、三重県内に本店を有する業者、評価点がですね、900点以上、2年または3年の平均完成工事高の完工高がですね、6億円以上になっている。1工事あたりの契約金額が3億円以上また三重県建築工事のAランクのものとなっている。こういう定義であります。さらに三重県外に本店を有する問題とか、県内に支店を有する場合とかいったですね、条件があるわけなんですけど、そういった条件も全て報告されまして、結局、町内業者にですね、十分配慮したという点についてはですね、以上のように町内業者と町外業者の三重県内に本店を有する業者、あるいは三重県外に本店を有しても県内に支店を有する業者のいずれの組み合わせでもですね、入札に参加できる、そういう入札公告に基づいてですね、行われたということが課長から報告をされました。

したがいまして、本会議でも問題になりました町内業者を十分優先したのかどうかという点についてはですね、以上の内容が町内業者がですね、企業体を組んで参加できるようにするというのがですね、本会議でも論議された内容であるということ、課長答弁で確認したところであります。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

ただいまの委員長の報告をお聞きしましてですね、いわゆる町の考え方としたら、ほとんど県の指名基準に基づいた一般的なですね、基準っていいんでしょうか、それに則って行っておるように聞こえましたが、それで間違いないでしょうかね。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

説明のですね、説明っていうんですか、常任委員会でのですね、課長答弁の内容は、その文言としてはですね、私が申し上げたような内容ですが、今、要約的にですね、東篤布議員から言われたような、そういう基準のものと私も判断しております。

川端龍雄議長

9番 平野倅規君。

9番 平野倅規議員

この入札率がだいたい 84.68%ですか、そうすると約設計額より15%の入札差金が膨大な金額が残るわけなんですけれども、この8億8,500万円、これは先ほど委員長、説明されたように小プールの解体も含まれているということで、大プールのほうは入ってないという説明だったんですけども、入札差金によって次の工事を、工事を8億8500万円で作るという業者がおって、またその入札差金によってまた違う、ここを直さなあかんのや、あそこをまた新規にまた追加するんやというようなことがないのかという点と。

この事業は合併特例債の金額も含まれておる金額ですので、その入札差金の対応を今後どういうふうにして予算配分を考えておるのかということも、お聞きになったというようなことはございませんでしたやろか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

ただいまの質疑ですけれども、この入札差金ですね、今後の活用については、議案提案、議案ですね、内容とも違うということであったかと思われませんが、常任委員会の中ではですね、そこまで論議はされておられません。質疑もありませんでしたし、課長からのですね、回答も回答っていうんですか、答弁もありませんでした。

今後の含まれている問題と、小プール等の今後、今実施されておる、大きいプールのほうのですね、工事については、先ほど報告したような内容でですね、差金ではなしに、既決のですね、予算の中で行われるということでもあります。

川端龍雄議長

平野倅規君。

9番 平野倅規議員

私はこれを何故言うたかというね、こういうことないかと思うんやけども、これ忘れとったような、こういうやつちょっと付け込んできたり、または、コンサルタントですか、その設計業務を担当されとる人が、業者がまたこれも追加して、これを全額を本工事を8億8500万円で作れるという、落札業者がおるのに、それを加えて差金を、元通りの金額への9億6,000万円ですか、それに戻していくようなことが懸念される恐れがないかということをお心配するもので、こういうことを今、発言さしてもろたわけなんですけれども、それは教育委員会の人にもそれは詳しく今後、教育民生常任委員会としては、それを吟味していただきたい。

そういうことを要望もかねて今質疑さしてもろたわけなんですけれども、先ほど1番議員

の東篤布議員からも指名審査のことにに関して、私も一言いわさしていただきますけれども、町はあらゆる民に対して、県に準ずる、県に準ずるといふような物事で、昨今やってきたわけなんですけれども、こういうな地元ですのような大きい工事が出た場合は、やはり町独自の県の考えも入れて、町の独自の考えでもって、地元業者に落札してやれるようなたくさんの業者を、地元業者を入れて、今後やるべきやということも考えなあかんと思うんです。

それはここにおける執行部の人らも、ただいま建設、教民の委員長との質疑をやっておるわけなんですけれども、それは耳に聞いて、今後の考えを入れて、町独自の考えを入れて、やっていくように、地元業者育成はこれ一番大事なことやと思うんです。その入札方法に関しても、指名審査に関しても、町独自の考えを持ってやっていただきたいというようなことを、私は思うんですけれども、教育、先ほど1番議員の質疑に答えていただいたことで結構なんですけれども、今後そういうことに対しては教育民生常任委員会も大変ご苦労さんでございしますが、ちょっと監視をしていただきたい。そういうことをお願いしておきたいんですけど、そういうようなことが質疑でなかったですか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

回答できる範囲です、お答えをしたいと思います、入札差金によるですね、追加工事等の問題、懸念する問題ですが、これは先ほどの委員長報告でも申し述べましたようにですね、かなりこの契約締結に関連してですね、予算説明時、あるいはコンペや検討委員会での段階でも説明にさかのぼってですね、委員会では詳しくですね、審査をされました。

そして経過を要約しますとですね、コンペがあり、検討委員会での十分な検討が行われてですね、現在の契約になっているということで、この点についてはですね、その通りでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

考え方等の要望点についてはですね、今後の執行課題だと思いますので、私が答弁する立場にはないと思いますけれども、そういう経過も含めてですね、十分な論議がされた常任委員会であったということでもあります。更に、今後の問題ですが、特にこういった経過を踏まえてですね、これからの設計監理については、十分にですね、注意を払ってやっていただくようにという、そういう要望意見もですね、質疑の中で出されました。

したがいまして、工事全体はもとよりですね、学校のことでもありますので、子どもたちの安全管理の問題も含めてですね、この設計監理については、十分な配慮をですね、お願いし

たいという要望もありましたので、そういう観点で行われていくものと考えております。以上ですけど。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

次に、陳情第1号 集会所改築に関する陳情書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

委員長にお尋ねします。委員会の皆さんが紀伊長島区まで行っていただいて、現集会所も見えていただいて、なおかつ今度、建てようとする土地も見えていただいたように聞いておりますが、中で今、現在建っておる集会所のですね、土地のですね、それは町長の、町長やなくて、委員長の報告の中にはですね、現建っておる集会所の土地は区のものであるとか、個人のものであるという報告はございませんでしたので、新たに土地を探しておるということであるのであれば、今、現在建っておる土地はですね、一議員として聞いてましてですよ、どなたの土地なのかなと懸念があったわけです。そういった点の質疑等はですね、現地でもた委員会ではなかったでしょうか。お尋ねします。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

お答えします。

この件につきましてですね、先ほどの報告のように、まず現地を見させていただいてですね、陳情者の自治会長とも、あるいはその他の方ともですね、現地で面談をし、建設をですね、予定している土地についても、確認をさせていただきました。

所番地等を含めてですね、現在のその集会所建設の候補地というのは、現在、集会所が建築されている617番地の1と、さらに地元の要望である620番地の2というのが、2つがですね、想定されております。ただ論議の中でこれらについてはですね、現在、個人の所有になっておりますので、これは正しくですね、といいますか、建設が可能ないようにですね、整備

をしていただくと、提供する土地については、そういう必要があるということは論議にはなりません。

ただしそれをどう処理するかというところはですね、教育民生常任委員会の所管外にあたることでもありますので、当然、建設にあたってはですね、陳情者の本人がそういった条件整備をされるものということは、個々の話し合いの中ではですね、そういう必要が姿勢があるということは申しあげましたけれども、質疑のですね、正式質疑内容としてはですね、その点は先ほど報告を省略させてもらったんですが、論議の過程の中で、そういった点は出されております。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

何度も申し訳ありません、委員長。今、委員長の説明ですと、個人の土地であるとおっしゃったのは、住民の希望である今度ここに建てたいなという、その土地が個人の土地だと聞いた。受け取らしていただいたんですが、現に建っておる集会所も個人の土地なんですか、区の土地なんですか、その点がちょっとよくわからなかったもので、すいません聞き逃したものですから、もう一度、現在建っておる集会所の土地が個人なんですか、新たに建てるところが個人で、まだ解決してないところ判断してよろしいんでしょうか。

川端龍雄議長

教育民生常任委員長 岩見雅夫君。

教育民生常任委員長 岩見雅夫議員

現在、集会所が建設されている土地は、区の所有であってですね、いわゆる地元の要望として出されております 620番地の2が個人の所有になっておるといふふうに聞いております。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

川端龍雄議長

続きまして、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第29号 紀北町道の路線変更についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第 3

川端龍雄議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第 3 議案第29号 紀北町道の路線変更についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番 玉津充君。

7番 玉津充議員

議案第29号 紀北町道の路線変更について、賛成討論を行います。2級河川赤羽川水系、大野内川砂防激甚対策特別緊急事業に伴い、町道下河内大野内線の一部が付け替えられたことにより変更の必要が生じたわけですが、産業建設常任委員会を傍聴しまして、現地を見てまいりました。現地では災害復旧工事により、立派な砂防堰堤が2基建設されておりました。また町道も終点付近において、安全な位置に付け替えられていることも確認いたしました。

ただガードレールのないところがありまして、残念ながら去る5月22日に車が転落し、死亡事故が発生しております。早急にこの安全対策を行っていただくことを前提としまして、この議案に賛成いたします。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

私、産建の委員の1人なんですが、現地を委員長また他の委員の皆さんとともにまいらせていただきまして、今、産建の委員ではないんですけど、熱心な玉津議員さんが一緒に来ていただきましてですね、今、5月22日の不幸な出来事のお話もしていただきまして、我々の委員の中の一人でありますところの清剛議員がですね、お線香も持っていていただきまして、委員の皆でお参りさせていただいた次第であります。

非常にもう少し早くね、県が町の要望を聞いて、聞き入れて、ガードレールを設置してくれれば、このような悲惨な事故がなかったでなからうかと、その点をですね、非常に残念でなりませんでした。私だけでなく委員、皆がそんなことを話ながら帰ってきたんで、そのような次第でした。

現地を見させていただきまして、一番終点にありますところの石田さんというお宅なんですけれども、そこまでが、そこから先が少し新しくなっておるんですね。この図面上ではですね、いわゆる大野内地内に入るところ、町長もご存じだと思いますけれども、ちょっとカメラではわかりにくいと思いますけれども、民家のあるのはこの辺なんです。ここからが起点になってます。ここが終点、延長になったのがこの線、昔は細くあったんです、この下に。それが上に工事の加減で工事道路として使用されておったわけです。それが町道に認定になるわけなんですけれども、確かに工事車両が通っておった奥のところは広がってありましたけれども、昔からあったこの民家のところ、肝心のところが非常にまだ狭い、待避所もない、このような状態です。ここのところの整備もですね、県にお願いしてくださいと、担当課長にもお願いしたんです。

しかしもっとも急いでやっていただきたいのは、後からできた追加で、低いところから上にかけてかえた、延長が長くなった工事道路ですけれども、最終のところですね、車を回すところがないんです。町長も一度行っていただければわかると思うんですが、車を回すところがない、工事の途中であればね、川原も広いですから、そこで回しておったんでしょう、生コン車、ダンプが通ってもそこで回しておったと思いますよ。堰堤をつくる時に。

ただ工事が仕上がった時点では、道路と河川とのこの高さ、全部こう高くなっておる。工事の途中はここに道がついておった。下に行く道も、今ないんですこの道が。だからこの道

をここで旋回するところが昔あった。ここをとってしまったんで、ここにつくってかないかんのや。ここがないから無理して、少しでも広いところでっていうて、車を回すから、あのよう事故になったんです。

例えば我々もあの時に2台で行ったはずです、車で。その時に職員の方に運転していただいて行って、その車を回す時も5回も6回もですね、前も後ろも見ながら、車を旋回させた、回したんです。その点をですね、十分もう一度、県に課長からでなく町長自らお願いしていただくことを強く強く要望いたしまして、私の賛成討論とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第3 議案第29号 紀北町道の路線変更については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

日程第4

川端龍雄議長

次に、日程第4 議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

私たち議会はこの事故のあったことを知るのには、相手方と話し合いが済まれて、そして予算計上された時であります。しかしなれど、執行部側に強くお願いしておきたいのはですね、事故が起こるのはやむをえんと思います。しかしなれど、何故この事故が起こったかを十分究明されて、私は罰せよというところじゃないですよ。何故事故が起こったかを原因を究明した上でですね、今後このようなことのないように対処していただきたい。これは事故だけじゃなくて、労務災害等、全て含めてですけれども、そういった点に職員の健康管理にも十分気をつけていただき、いただければですね、このような事故がなかったんでなかろうかと、こう思うもんですから、強く執行部にお願いして賛成討論とさせていただきます。以上。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第4 議案第30号 損害賠償の額の決定及び和解については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第 5

川端龍雄議長

次に、日程第 5 議案第31号 紀北町相賀小学校改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

先ほど委員長報告でですね、委員会の中でいろいろと話し合われた結果をお聞きしまして、今後ですね、我々議会としてもですね、地元の業者を守っていくために、どうせねばいけな
いかという点が明確になったように思います。

例えばこの資料を見ておりましたもですね、工事が1期工事、2期工事ってわかれております。いわゆる分離発注の質問が出ておったので、私は分離発注も可能であったのでな
かなかと、こう思っておるわけです。その点と、もっともその強く重く受け止めていただき
まして、今後そのように対処していただきたいんです。これはどういうことかと申しますと、
県と町のいわゆる土木工事と建築と違うんですね、ランクがいいですか、土木業者であれば
町は町なりのランクをつける、県は県なりのランクを、国は国なりのランクを付けるわけ
です。

だから当然、指名される時にも、国も県も町も違ってきて当然なんです。ですから町独自の
ランク付けをしておるのであれば、何も県と同じように右へならえして、三重県中の業者
を入れるような、そのような心の広いといいましょうかですね、そのようなことをされる必
要はないです。町独自の指名方法、その基準をね、町長も勿論指名審査会も持っていたか
なければ、これから町の業者やっていけませんよ。いざ災害が起こった時でも、ねっ、まっ
さきに駆けつけてくれるのは、地元の業者じゃないですか。であるならば地元の業者を育成
していく、もっと厳しい言い方をすれば、潰れていかないためにはどうすればいいか。県自
身がそのような指名をしてきておるんです。

例えばA級であるのに、十分土木工事ですよ。A級5社おるんです、国の指名を受けられる業者、であるのに、この業者が全部はずれるような特枠をつくってですね、別枠をつくって、指名してくるんです。何も国へ、だからそんな国や県に右へならえをしてですね、心の広い指名の仕方をされなくてもよいように思います。ですから町独自の地元の業者育成のための指名基準を、町長にも指名審査会にも持っていただきたい。

でなければこの町はやっていけませんよ。強く要望して賛成討論とさせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は可決とするものであります。

お諮りします。

日程第5 議案第31号 紀北町立相賀小学校改築工事請負契約の締結については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

川端龍雄議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決とすることに決定しました。

日程第6

川端龍雄議長

次に、日程第6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第6 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて(紀北町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例)については、委員長報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

川端龍雄議長

挙手全員です。したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第7

川端龍雄議長

次に、日程第7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「な し」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決をいたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第7 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町長及び副町長の給料及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第8

川端龍雄議長

次に、日程第8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ者あり）

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「な し」と呼ぶ声あり）

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第8 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例）については、委員長報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

川端龍雄議長

挙手全員です。したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第 9

川端龍雄議長

次に、日程第 9 議案第 35 号 専決処分の承認を求めることについて（紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番 東篤布君。

1 番 東篤布議員

議長のお許しをいただきまして反対討論をさせていただきます。

議案第 35 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございますが、それまで出てきたですね、議員であったり、町長であったり、副町長であったり、その点はね、町長が国の指導に従って受けよというのであるから仕方ないと思います。これは町民のよく聞いてほしいんです。国がですね、思いつきのように出してきた、こういういろんな予算付けであったりね、減額であったりするわけです。近々解散するであろう議会ですね、その作戦でなかろうかと僕は思っておるぐらいなんですけれども、当町の職員の方々はね、特に長島区の職員はそうなんですけれども、過去に 2 回ですね、再建団体に入っておるんです。旧長島町はですよ。再建団体いわゆる会社で言えば倒産なんです。皆さんにわかりやすく言うならば、夕張市と同じなんです。そうなるとうどうなるかと言いますと、町独自で予算を決められないんです。職員の給料も町長の給料も決められんです。

ですからずいぶんと過去に 2 回ほど下げられております。その下げられた状態から徐々に上がってきておるわけなんです。いわゆるこれ下がらなかつたら、もっと高い給料とっておったはずなんです。それは役場の職員は楽やなんやって、いろいろ言われますけど、なかなか大変なんです、役場の職員というのはね。

私は、退職されるまで、30 数年頑張っておられてですね、地道にやっておられる、これは職員の皆さんに非常に常日頃、感謝しておるわけなんですけれども、私は他のね、町長以下の三

役の皆さんのこれは、やむをえん、議員も仕方ない、議員もちょっと下げられて残念かなと思うところもあるんですけども、これ正直申しましてね。非常に低いもんですからね、他の市町村と比べてですよ。

私はこの職員の給料の削減については、もう賛成しかねます。何故このようなあれを国が出してくるのか不思議でならん。だから町長も腹くくってね、俺はええけどね、職員は守るよと、ぱって切ったってほしかった。そういうことです。反対です。

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

次に、原案に反対者の発言を許します。

3番 近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議案第35号 専決処分の承認を求めることについて、紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての反対の立場から討論を行います。

本議案は議案第32号、33号、34号と提案理由を同じくする、今年5月1日人事院が国会と内閣に行った異例の臨時勧告に準じて、職員の夏季期末手当及び勤勉手当の支給を引き下げようとするものです。

そもそも人事院勧告とは公務員が労働基本権が剥奪されているため、前年、冬と当年夏の民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組みになっています。ところが例年どおりの調査を行うものの、その前に一部企業の調査をもとに削減を勧告したものです。

もともと勧告は夏の一時金に間に合わないので、年末一時金に反映されており、時間差はあっても全体としては水準調整が行われる仕組みになっております。それを無視して前倒しして削減するというのは、ルールを無視することです。これまで民間が景気がいい時、大きなボーナスが出た時、すぐに公務員の期末手当の増額が勧告されたことは一度もありません。人事院の調査は通常4月に1万1,000社、企業を対面調査するのに、今回は2,700社、郵送調査をただけ、13.5パーセントです。しかも夏のボーナスを決定した企業は、わずか1割しかなかったということです。

そういう中での勧告に、人事院総裁みずから国会の答弁の中で、全体を反映したかと言えば、そうではない。民間労働者を含め多くの方に何らかの影響を与えると認めざるをえませんでした。今、経済回復のためにも、内需拡大が求められ、そのバラマキを含んだ補正予算を政府が提案しながら、内需を増やす一時金削減を前倒しして強行することは、全く矛盾す

ることです。

今、この地方の民間、中小企業の、またこの地方の民間中小企業の賃金を抑制し、審議が始まる最低賃金の改正にも大きく影響すると考えられます。公務も民間も家庭を応援する支援こそ、地域経済には必要なことなのに、こうした家庭を圧迫する賃金抑制は、地域経済にはマイナスです。消費の一層の冷え込みを招き、ひいては税制にとっても逆効果です。今回の凍結削減での影響額は、既に当初予算で計上された総額約 1,800万円に相当するとの試算です。例え百歩譲っても、この総額 1,800万円、同じ職場で働く臨時職員の賃金改善として使い、官制ワーキングをなくすなど、自治体としての姿勢を示されるならまだしも、それさえも示されないまま、この臨時の勧告に従い、凍結削減だけの改正には賛成しがたく、本議案に反対し、討論を終わります。

川端龍雄議長

他に反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第9 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

川端龍雄議長

挙手多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第10

川端龍雄議長

次に、日程第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(紀北町税条例等の

一部を改正する条例)を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は承認とするものであります。

お諮りします。

日程第10 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて(紀北町税条例等の一部を改正する条例)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 多 数)

川端龍雄議長

挙手多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第11

川端龍雄議長

次に、日程第11 陳情第1号 集会所改築に関する陳情書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

21番 谷節夫君。

21番 谷節夫議員

第11 陳情第1号 集会所改築に関する陳情について、賛成討論をいたします。

平成21年6月紀北町議会定例会が6月9日に開会されて、本日で本会議が閉じようとしておられます。議案については8件、諮問については1件、報告については7件、陳情1件がありました。一般質問においては13人が登壇して、奥山町長に重要な案件の質問ばかりでした。特に今年11月に改選になる町長には、奥山町長はきっぱりと立候補を表明された。160億円の損害賠償請求については、原告浜千鳥リサイクル訴訟救助の問題に対しては、

川端龍雄議長

谷議員、この本旨のほうに。

谷議員、はずれた場合、発言停止することがありますので、この本旨のほうの賛成討論をしてください。

あくまでもこの件に対しての賛成討論。

21番 谷節夫議員

いや、これ言うのに事情があるわけです。

川端龍雄議長

それは認めません。

21番 谷節夫議員

これをやられると詰まってしまう。書いてあるので言わせてください。

いいですか、議長書いてあるんで、これで言われると。

川端龍雄議長

そやけど、これ認めると、これ全然議事の進行ができませんので、このやはり議案に対しての賛成討論を。

21番 谷節夫議員

わかりました。非常に残念でございます。

川端龍雄議長

よろしく申し上げます。

21番 谷節夫議員

それでは陳情について申し上げます。実は建設常任委員会で委員長が報告されましたように、当志子奥の集会所は非常に2階建てで、教育集会所は。間違いました。教育民生が委員会で視察に来ていただきまして、調査に来ていただきました。

そして陳情の理由としてですね、2階建てで非常に使い勝手が悪くって、そして320名か

らいるその住民のですね、大半が2分の1以上が65才を過ぎている、老人ばかりなんです。それで何かあった時には、非常にその2階に上がるということ、困難を極めております。また最近その熊野古道が世界遺産に登録されてから、熊野古道客もしばしば使うこともございます。陳情でもありましたように、やはり何かあった時に、この平成16年の災害の時に、1番議員の一般質問の中でもありましたように、非常に、ささゆり団地と長島から下地までの間に42件の床上があったということも質問の中で言うてくれました。

そんななかで、16年の災害時には本当に孤立状態になり、避難所が志子小学校になっているんですけど、とてもそこに避難する、避難していけるような状況ではございませんでした。非常に人口が多い、そしてそうした問題を抱えている、その当地区がですね、もうこれは何とか助けていただきたいという陳情でございます。

実は教育民生の中で報告されましたように、当地区には9箇所の集会所の要望が出ております。その中で順次建てていくということなんですが、やはりこれは今年は、11月に町長改選があって、やはりこの時期に安全で安心して、そして平和なそのまちづくりのためにも、そうした集会所とかいろんなそういう基盤整備を、しっかりやっていただくような政策をとっていただきたいと思います。どうか議員の皆様、よろしく願いいたします。以上でございます。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

当然、21番、谷節夫議員も賛成討論であったと思います。1番 東篤布、賛成討論をさせていただきます。これは長島区の皆さんであれば、当然ご存じかと思うんですけども、海山区の皆さんにはちょっと場所的にもわかりにくいかなと思います。私は一般質問でも町長にお願いしたようにですね、非常にその土地が低いんですね。それで本流赤羽川があって、志子川というのがあるんですけども、5年前の災害の時は勿論ですけども、平日頃の最近流行りのなんていんでしょうか、ゲリラ豪雨と申しましょうか、少しの雨が降った時点で、もう道路が通れなくなってしまうんです。建設の皆さんであれば、よく現地に行っていたらいておるので、ご存じかと思えますけれども、長島区には順々に冠水していく地域があるわけですね。そのベスト5に入る地域でございまして、昭和何年かちょっと今、手持ちの資料がないんで忘れましてですけども、志子橋というのが流されたことがあるんです。家屋も

何軒か流された。

非常にですね、海からいくと非常に距離はあるんですけども、非常に土地が低い地域なんです。そういった地域でありまして、去る5年前の災害の時には、もう町が指定しておく避難場所あるんです。行けなかったんですね。それで早い目に避難した人には布団も食料も届けられなかった。当然この集会所には20名から30名、陳情書には25名と書いてございますが、避難されたわけです。

そしてこの集会所というのは、集会所の陳情はもう数件出ておりますけれども、昨年完成した下地地域の集会所もそうでした、あの時には集会所も流されるんじゃないかというような状態でした。ですから優先順位を変えさせていただきまして、まず建てさせていただいたわけですが、私はこの今回出てきております集会所もその一つでなかろうかと判断しております。

ですからどうか地元の皆さんの協力です、新しい集会所の土地が早く、一刻も早く解決していただきまして、また町長また地域の皆さんのご理解いただきまして、一刻も早くこの集会所を建設して、皆様の安心して避難できる避難場所としてですね、建てていただきたい、こう強く要望して私の賛成討論とさせていただきます。以上。

川端龍雄議長

他に賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

川端龍雄議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択とするものであります。

お諮りします。

日程第11 陳情第1号 集会所改築に関する陳情書について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

川端龍雄議長

挙手全員です。したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

川端龍雄議長

次に、日程第12 推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件については6月30日をもって選挙による農業委員会の委員が任期満了となります。議会から推薦した委員についても、選挙による委員と同様に6月30日をもって自動的に失職となることから、新たに議会から農業委員の推薦をするものであります。

お諮りします。

推薦の方法については、選挙によることとし、指名推選の方法で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって推薦の方法は選挙によることとし、指名推選の方法で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって指名の方法は議長が指名することに決定しました。

お諮りします。

議会推薦の農業委員は2人とし、お手元に配布の名簿のとおり、平野倅規君と入江康仁君のご両名を指名いたします。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は2人とし、平野倅規君と入江康仁君の両名を推薦することに決定しました。

川端龍雄議長

次に、日程第13 意見書案第1号 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の改正等に関する意見書を議題といたします。

提案者から趣旨説明を求めます。

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

意見書案について、趣旨内容説明を申し上げたいと思います。

今回、議会運営委員会のほうから総務財政常任委員会から委員会で発議してもらえないかというお話があったそうで、委員会で協議させていただきましたところ、全会一致なら委員会提案でよろしいのではないかとということで、全員の賛同のもとに委員会が発議するというので、代表の委員長であります私の提案、提出という形になっております。

ご承知のとおり、現在、本町は国の地震防災対策強化地域に、平成14年に指定を受けてから8年間まいっておりますけれども、いろんな事業も行われておりますけれども、まだまだ不十分であります。一方で紀伊半島のすぐ目の前の南海トラフで発生が予想されております東南海地震は30年間、これから先、今後30年間の発生が予想確率が60から70%、南海地震は50%、東海地震に至っては大変高い確率で発生が想定されております。そのような中で、緊急な課題としてやっぱり防災対策を進めなければならないということで、今回、ご提案させていただくものであります。

朗読させていただきます。

「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の改正等に関する意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

意見書案、本文であります。平成13年の中央防災会議専門調査会による東海地震の震源域の見直しに伴い、平成14年4月三重県内の18市町村、現在10市町が新たに大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という）に指定された。

強化地域については、地域防災計画において避難地、避難路等の地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備について定めなければならないこととされており、本町においても強化地域の指定以来、これらの施設の整備をはじめとする各種の地震対策を鋭意推進しているところである。

この地震対策については、強化地域に指定された地方公共団体に多大な財政負担を強いることになることから、その緩和等を図るため、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地震財特法」という）が定められ、それに基づく地震対策緊急整備事業が昭和55年度から30年間にわたり実施されてきているものである。

しかし、本町は平成14年度に強化地域の指定を受けてから8年間、同事業を実施してきているが大規模地震対策としては、まだまだ不十分な状況であり、今後も更に耐震対策や沿岸部の津波対策等を進めていく必要がある。そのためには地震財特法に基づく地震対策緊急整備事業計画による国の財政支援の継続が不可欠である。

よって、本町議会は国において、地震財特法の改正による期限の延長及び地震対策緊急整備事業計画による地震財政支援の拡充について、所要の措置を講じられるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月19日

三重県紀北町議会議長 川端龍雄

提出先につきましては、次のページに記載のあるとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官、以上の皆様方であります。

以上、よろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

川端龍雄議長

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

川端龍雄議長

1番 東篤布君。

1番 東篤布議員

ここに東海地震と書かれておるんですか、これは東南海ではございませんか。

上から1、2、3行目なんですけれど。当時、当初、国が指定したのは、いわゆる東海地震でありまして、その後、見直しがかかって中央防災会議のほうですね、東南海、南海地

震も含めて、いわゆるこの地域が漁村地域が強化指定地域に入ったわけでございますけれども、たぶんこのところは、東南海でなかろうかなと、こう思うわけですし、ちょっと質問させていただきます。

川端龍雄議長

総務財政委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

東篤布議員の質問にお答えいたします。東海地震の対策強化地域に指定されているわけです。で、東海地震、ご承知のとおり東海地震、東南海、南海が同時発生するのではないかと懸念がたいへん強い。ただ法律としては東海地震の強化区域です。そのために、桑名市等も指定されて、この10市町の中に入っております。この熊野灘沿岸域だけではございません。よろしいでしょうか。

川端龍雄議長

東篤布君。

1番 東篤布議員

よくわかりました。当初は東海地震だけであって、その後、見直しによって東南海、南海ね、見直されて、そして法律上の強化指定地域というのは、いわゆる名前、名目上はよく新聞等で東南海って出ておりますけれども、東海地震、こう判断してよろしい。こういうことです。ありがとうございます。

そこです。財政支援の拡充についてということでございますけれども、現時点です。国のほうでもいわゆる予算計上、予算をいただけたらこう聞いております。それはあまりにも過酷なお話、例えば半分もちなさいと、こういう話ですね。だからこの拡充、いわゆる先生がここに書かれておるところは、その割合をもう少し国が持ってくださいということと判断してよろしいでしょうか。

川端龍雄議長

総務財政常任委員長 北村博司君。

総務財政常任委員長 北村博司議員

今回ですね、意見書を国のほうに出させていただくのは、これがご覧になっていただくとわかるように、昭和55年度から30年間、つまり平成22年で終わるんですわ。昭和にすると85年ということになりますので、この期限切れを迎えますので、この制度をまた延長してほしいと、しかもここに下のほうに書いてあります財政支援の拡充についてと、更に手厚く応援し

てほしいと、こういう趣旨であります。よろしいでしょうか。

川端龍雄議長

東篤布君。

1 番 東篤布議員

平成22年で切れてしまう法律である。ですから期間を長くしないと、今、だ何ら整備されてないですね、この地域は。何故、地域が整備されてないかと申しますと、半分の予算を市町村が持たないかん。このような貧しい漁村で何億という、何十億という工事をするのにですね、予算計上できるわけがない。こんな高いところに鮎玉をおいておいてね食べなさいというのと一緒なんです、と僕は判断してます。

ですから期間延長といわゆる財政支援をされるのであれば、国の負担を、県の負担をもう少し多く持ってくださいよという陳情案件だと判断いたしました。以上。

川端龍雄議長

答弁よろしいですね。

1 番 東篤布議員

お願いします。そう判断してよろしいですね、先生。

川端龍雄議長

北村総務財政委員長。

総務財政常任委員長 北村博司議員

さすが防災対策の東篤布議員で、よく勉強して、おっしゃるとおりでございます。

川端龍雄議長

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で質疑を終了します。

これから討論、採決を行います。

討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

川端龍雄議長

以上で、討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第13 意見書案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

川端龍雄議長

挙手全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決とすることに決定しました。

川端龍雄議長

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで会議を閉じます。

定例会を閉会するにあたり、奥山町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

奥山町長。

奥山始郎町長

6月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月9日に開会されました本定例会では、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いたしました1件の人事案件と、8議案につきまして、原案どおりご同意、並びにご可決をいただき、ありがとうございました。

さて現在、我が国の経済状況はたいへん厳しい局面を迎えておりますが、政府は6月の月例経済報告における景気の基調判断では、厳しい状況にあるものの一部に持ち直しの動きが見られると発表し、事実上、景気底打ちを宣言いたしておりますが、設備投資と住宅は減少から大幅に減少へと半年ぶりに下方修正し、雇用情勢においても急速に悪化を据え置くなど、まだまだ不透明な状況であります。

紀北町におきましては、国の一時補正を受け、地域活性化経済危機対策臨時交付金を有効に活用するため作業に取り組んでいるところであり、これらが整い次第、議員の皆様にご説

明させていただきたいと考えております。

また、今定例会において議員の皆様からいただきましたご提案や、ご意見も十分検討させていただき、今後の行政運営に反映させていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、議員各位のますますのご活躍とご健勝をお祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

川端龍雄議長

以上をもちまして、今期定例会の日程は全部終了しました。

閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、6月9日開会以来、本日まで11日間にわたり、終始熱心に審議され、全議案の審議を終了して閉会の運びとなりましたことを、議長として厚く御礼申し上げます。

行政におかれましては、特に国の経済対策としての諸々の政策に対し、3月定例会で繰越明許費の議決をした事業の報告がございましたが、教育環境の整備、地域の活性化、生活支援あるいは景気浮揚対策にずいぶん貢献できるものであると思っております。なるべく早く執行できますよう鋭意努力をお願いするものであります。

また平成21年度国の補正予算についても、約3億6,000万円の枠ということであり、町民の福祉向上、安心して生活ができるような環境整備など、しっかりとした計画を立て、早い時期に議会に対しお示しくださるようお願いするものであります。

最後になりましたが、今期定例会中に賜りました議員、執行部並びに報道関係の各位のご協力に対し、心より厚く御礼申し上げ、閉会にあたってのご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

これもちまして、平成21年6月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんご苦労さんでした。

(午後 0時 08分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 21年 9月 1日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 北村博司

紀北町議会議員 玉津 充